

2020.9

公益社団法人 日本彫刻会  
彫刻研究誌 アートライブラリー  
編集規程

(名称)

第1条

日本彫刻会研究誌は、日本彫刻会『アートライブラリー』を改編、名称を継承し、『彫刻研究誌 アートライブラリー』(Japanese Journal of Sculpture) (以下、本誌)と称する。

(目的)

第2条

本誌は公益社団法人日本彫刻会(以下、本会)が発行する研究誌であり、彫刻芸術に関わる国内外の研究のほか、彫刻制作に関する実践を含んだ表現研究などを幅広く収載することで、建設的な討議の場を提供し、彫刻文化の発展に寄与することを目的とする。

(委員)

第3条

公益社団法人日本彫刻会定款の施行細則第10条に基づき研究誌編集委員会(以下、編集委員会)を設置する。

(編集委員会の任務)

第4条

編集委員会は、本誌の発行にあたり、編集・原稿依頼・投稿原稿の審査に関わる委員会の設置・刊行等に関する任務を行う。

(編集委員会の構成)

第5条

編集委員会は、委員長、研究誌編集委員で構成され、必要に応じて会務委員がこれに加わる。

2 編集委員長は本会委員長が兼務する。

3 委員は若干名とし、理事会の議決を経て理事長がこれを委嘱する。

(発行)

第 6 条

本誌は、原則として 1 年に 1 回発行するものとする。

(掲載内容)

第 7 条

本誌には、彫刻芸術に関する研究論文・研究ノートの種別を設け、論文投稿規程に基づき論文の投稿を受け付ける。論文種別は、投稿者の意志確認の上、査読委員による審査と編集委員会の議を経て、これを決定する。また、必要に応じて、編集委員会が適任者に寄稿を依頼し、これを掲載することができる。

(執筆要領)

第 8 条

論文等の書式は、別に定める「原稿テンプレート(執筆細則)」に従うものとする。

(投稿原稿の受理)

第 9 条

編集委員会は「論文投稿規程」に従い投稿された原稿等を受理する。編集委員会は原稿受理の後、投稿者へ受理の連絡を行う。指定期日を過ぎたもの、規程に従わない原稿は受理せず、投稿者へ返戻する。

(論文審査委員会の設置)

第 10 条

編集委員会は、投稿原稿を受理した後に、論文審査委員会(以下、審査委員会)を設置する。審査委員会は論文審査規程に基づき 1 論文につき 2 名の査読委員を決定する。

(掲載論文の決定)

第 11 条

審査委員会は、査読委員による審査結果を踏まえ、論文審査規程の判定基準に照ら

して投稿原稿を審査し、掲載の採否を決定する。

(著作権)

第 12 条

本誌への採録が決定された論文等の著作権は、本会に帰属する。ただし、著者自身による学術教育目的等での利用にあたっては、この限りではない。

(事務局)

第 13 条

編集委員会事務局は、本会事務所に置く。事務局は投稿論文の受け付け及び投稿者に対する連絡窓口となり、投稿料及び掲載料の納入受付を行う。

(その他の事項)

第 14 条

論文投稿規程及び論文審査規程に記載されていない事項については、編集委員会がこれを判断する。

(規程の変更)

第 15 条

本規程を変更する場合は、理事会の決議を経てこれを行う。

この規程は、令和 2 年 10 月 15 日より実施する。